



成年後見 選挙権を考える会・近畿

通信第2号

発行日:2012/3/29 菜の花梅の頃

[http://](http://www.7b.biglobe.ne.jp~seinenkoukenssenkyoken02)

www.7b.biglobe.ne.jp~seinenkoukenssenkyoken02

〒604-0982

京都市中京区御幸町通夷川上ル松本町568番地

京歯協ビル3階 つくし法律事務所 民谷弁護士

TEL 075-241-2244 FAX 075-241-1661



原告本人の 意見陳述

わたしはお父さんが生きていた頃、選挙に行っていました。大体一人で選挙に行っていました。最後に選挙に行った日はおぼえていませんが、行かなくなってだいぶたちます。

私はテレビのニュースを見たり、新聞を読むことが好きです。政治に興味があるので、政治の記事をしっかりと読んでいます。私が最近気になるニュースは、民主党の代表選びです。

少し前に、竹下先生から選挙に行きたいかと聞かれて、私は行きたいと答えました。もし、私が選挙に行くことが出来たら、障がい者のためになるようなことをしてくれる人を、選びたいと思います。特に、若い人たちは日本のためにがんばってくれそうなので、若い人に投票しようと思います。ですから、私に選挙権を返してください。

平成23年8月23日



平成23年8月25日

後見人の 意見陳述書

後見人 竹下 義樹 弁護士

わたし ひこうけんになん ○○ のりょうしん
私 は、被後見人 ○○ の両 親
から ○○ くん しょうらい あん
君 の将 来を案じて後
見人となることを依頼されました。両親
はすでに他界してしまいましたが、両親
は ○○ 君が両親の死後に一人
ぐ 暮らしとなることをとても心 配して
おられ、そうした将来への不安を
ふっしょく せんになん
払 拭するために後見人を選 任した
のです。

ところが、こうしょくせんきょほう
公 職選挙法は、本人
とうひょうのうりょく う む こうりょ
の投票能力の有無を考 慮すること
なく、一 律に被後見人から選挙権を
うば せいど
奪う制度となっているため、○○ 君は
後見開始とともに選挙権を剥 奪され
てしまいました。

○○ 君は後見が開始するまでは
くりかえ とうひょう
繰り返し投票に出かけ選挙権を行使し
てきました。しかも、○○ 君は両親や
だい しゃ しどう う
第三者 から指導を受けたりすること
なく、自分で新聞を読み、



自らの判断で投票していたのです。

にもかかわらず、両親の将来への不安の
かいしょう けんりようごとう
解消と ○○ 君の権利擁護等を
ね が
願って後見を開始したことが、そうした
○○ 君から投票権を奪うことにな

ってしまったことは、後見人を務めるこ
とになった私にとってもとても忍びが
たい結果となってしまいました。



私は、○○ 君の生活の維持と権利擁
護のために後見人に選任されたはずな
のに、日本国憲法の下でもっとも
じゅうよう くにみんしゅけん
重要な原理である国民主 権の
はつどう
発 動としての選挙権を奪うことにな
ったことに到底割り切れない思いで
す。

○○ 君の両親が他界している今日
において、○○ 君の選挙権を回復す
るために後見を終了させることは、
○○ 君を無権利状態に投げ出すこ
とになるため、そうした手段をとるこ
とは絶対にはできません。後見人として
は、○○ 君の人間としての尊厳を
回復し、国民の1人として投票の機会を
回復するためには本訴を提起せざるを
え 得なかったことを、裁判所におかれま
しては十分にご理解いただき、本件
せしょう しんり つ
訴訟の審理を尽くしていただくこと
を、訴訟開始の冒頭にあたり強く
ようぼう
要 望します。



京都訴訟 訴状から 一部抜粋

第 1 原告について

原告は、昭和29年出生した。両親は昭和30年4月頃、原告が他の乳児と比べて発達が遅いと感じるようになった。昭和34年4月頃初診時の所見で、精神発達遅滞その他と診断された。



原告は公立中学校を卒業し、会社で菓子製造業務に従事するようになった。その後、複数の会社を経て、現在は作業所で清掃や菓子製造等の仕事に従事している。

原告は、昭和53年療育手帳の等級Bの認定を受け、平成11年には再判定により等級Aの認定を受けている。

原告は、京都家庭裁判所において禁治産の宣告を受け、平成6年10月13日に確定した。これによって原告は禁治産者となり、弁護士竹下義樹が後見人となった。

原告は、成年後見人が選任されるまで、亡父とともに投票所に行き、

選挙権を行使してきた。ところが、禁治産の宣告を受けると、公職選挙法(11条1項1号)により、選挙権を失った。

後見人弁護士竹下義樹は原告に、今後、選挙があっても投票することはできないことを説明した。原告は読み書きができ、日頃から新聞に目を通したり、テレビのニュースを見るなど、政治に関心を寄せている。特に、障害者に関する政治に注目しており、障害者施策に関する講演会があるときは、自ら積極的に参加している。原告は「できるなら選挙に行きたい」とのことであった。



ところが、原告は、本件提訴までの間、選挙権を行使することが出来なかった。



第2 選挙権の重要性

憲法は、15条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条ただし書において、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。

(1) 選挙権は民主主義の根幹をなす権利である

国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、議会制民主主義の根幹を成す重要な基本的人権である。



(2) 自己実現のために不可欠な権利である

選挙権を行使して国政に反映される過程は、自己統治としての意義を持つ一方、自ら選挙権を持つ者であり、主権者であるという自覚は、自己実現

としての意義を持つものである。選挙権は主権者であることの中心的権利であり、個人の尊厳（憲法13条）に直結する権利であって、この点からも極めて重要な権利であるといわなければならない。

(3) 障害のある人にとって特別な権利である

国民は判断能力の有無・程度にかかわらず、平等に尊厳性を持った存在として扱われるべきものである。

障害があり、社会的な保障を必要とするいわばマイノリティーの利益は、多数者によっては代弁できないものであり、障害のある人自身が選挙権を行使することによって自らの自由権や社会権の實質的保障を図ることの持つ意味は極めて大きい。



第3 選挙権の剥奪は 成年後見制度の理念に反する

成年後見制度において要求される能力は、「精神上の障害により事理を弁識する能力」すなわち事理弁識能力であり、投票のための能力ではない。

現に、原告は禁治産者となる以前は、自分で新聞を読むなどして投票すべき候補者ないし政党を決め、自ら投票所において投票用紙に記入をした上で投票をしているのであり、成年被後見人だからといって投票が適切にできないということはないのである。

成年後見制度は、主として、契約等の財産行為を円滑になしうるための制度であり、その制度趣旨から見て、選挙権ないしその行使とは全く関係がない。

成年後見の申立てにあたって、申立書に過去の選挙権行使について記載するところはなく、また、添付する診断書では財産管理能力が問われているのみで、選挙に関する能力は一切問題とされていない。

成年後見申立ての有無により生じる不平等は深刻である。たまたま後見開始審判申立てを行った者について

ては選挙権が奪われ、逆に事理弁識能力を欠く者であっても、後見開始審判申立てがなければ選挙権は認められる、という事態が現実に生じてしまう。禁治産制度から成年後見制度への法改正は、判断能力が十分でない者自身の「権利擁護」のための制度であることを明確にした。同時に、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」及び「ノーマライゼーション」の理念が、新しい成年後見制度の理念として掲げられることとなった。

ところが、選挙権剥奪は重大な権利侵害であり、制度理念と逆行する。

成年被後見人の選挙権は、一度失うと二度と取り戻せない。犯罪者や選挙犯罪を犯した者についても、選挙権は一時的にはく奪されるが、一定の期間経過後は選挙権を行使できる。しかし、成年被後見人は、失われた選挙権を期間経過により回復することも、民主制の過程で取り戻すこともできない。他方で、成年被後見人に、選挙権喪失に対する責任はない。このような成年被後見人に対する選挙権制限の実態に鑑みると、その制限が必要最小限であるとはいえない。



第4結論 公職選挙法11条1項1号は違憲である

公選法11条1項1号は、その
 目的及び手段のいずれの点において
 も、成年被後見人を不当に差別しその
 選挙権を剥奪して制限選挙をもたらし
 ますものである点で



憲法14条1項、15条3項及び44
 条ただし書に、

成年被後見人の公務員選定罷免権を
 奪う点で憲法15条1項に、

並びに、国会議員が成年被後見人も
 含む国民全体の代表たりえないと

している点で憲法43条1項に、それぞ
 れ明らかに違反する。

このように、本号は憲法及び条約
 に違反し無効である。



よって、原告は、憲法15条1項、
 3項等の憲法の諸規定、自由権規約2
 5条及び公選法9条1項により、当然、
 衆議院議員の選挙及び参議院議員の選
 挙において選挙権を有するものである。

